

港湾

重要港湾や地方港湾などの整備を行います

概要

管内の港湾は、重要港湾の中城湾港、金武湾港、地方港湾の宜野湾港の3港があります。

中城湾港は、新港地区、泡瀬地区、熱田地区津堅地区、アギ浜地区、西原・与那原地区(西原町管内)の6地区があり、令和5年度は、新港地区で東ふ頭の荷さき地舗装工事や臨港道路に架かる橋の耐震補強工事、泡瀬地区でスポーツコンベンション拠点に向けての基盤整備を行っています。

金武湾港は、石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南、西地区、宮城地区、伊計地区、浜地区、比嘉地区の9地区があり、平安座南地区において、航路浚渫による航路の整備を進めていきます。

金武湾港、中城湾港は、広大な水面と水深10～50mを有する天然の良港で、地理的条件に恵まれていることから昭和40年代から製油所、CTS(石油備蓄基地)、石炭火力発電所等が進出し、エネルギー基地として重要な役割を果たしています。また、漁業振興に資するために漁業施設の整備や、余暇時間の増大に伴う遊漁船及びプレジャーボート等のための船だまり施設も整備しております。

管内港湾の整備状況は、金武湾港、中城湾港、宜野湾港において、外郭施設や水域施設、係留施設、港湾環境等の施設を拡充し、整備の重点も生活関連施設(港湾緑地)等と時代の要請に対応しております。

港湾の施設概要及び整備状況

港湾名	地区名	現況(R4. 4.1)		整備中		
		施設名	数量(m) 最大対象船舶(トン数)	施設名	数量(m)	
重要港湾	中城湾港	物揚場(-2.5m)	351	10G/T		
		船揚場	150			
		浮桟橋	1基			
		比嘉	物揚場(-2.5m)	60	30G/T	
		物揚場(-2.0m)	30			
		船揚場	40			
	金武湾港	浜	物揚場(-3.0m)	65	100G/T	
		物揚場(-2.0m)	85	30G/T		
		伊計	物揚場(-2.0m)	50	30G/T	
		船揚場	100			
		宮城	物揚場(-2.0m)	30	30G/T	
		船揚場	150		臨海道路	420
地方港湾	天願	物揚場(-2.5m)	50	30G/T		
		物揚場(-2.0m)	150	30G/T		
		浮桟橋	1基	20G/t		
	平安座南	物揚場(-2.5m)	620	10G/T	航路浚渫	2,000
		船揚場	100		+DL-3.0m 巾30m	
	石川	物揚場(-2.5m)	290	10G/T		
		物揚場(-3.0m)	100	100G/T		
	津堅	物揚場(-2.5m)	180			
		船揚場	50			
浮桟橋		1基	20G/t			
熱田	船揚場	100				
	物揚場(-2.5m)	50				
	物揚場(-2.0m)	250				
アギ浜	物揚場(-2.5m)	100				
	船揚場	50				
	物揚場(-2.5m)	170				
西原・与那原	物揚場(-3.0m)	520				
	浮桟橋	140				
	船揚場	451				
宜野湾港	物揚場(-3.0m)	485	100G/T			
	船揚場	127				
	浮桟橋	3,398				

※新港地区・泡瀬地区は、P24、P25、P26を参照

主要施設の現況



金武湾港

金武湾港は、沖縄本島中部の東海岸に位置し、北の宜野座村漢那から南の勝連半島まで1市1町1村にまたがる約19,400haの広大な海域を有する港湾であり、港口部から湾奥部まで適度な水深があることから、大型港湾の適地として注目され、その後の各港湾計画の整備目標に従い、各地区の施設整備が進められてきました。

- 港格:重要港湾
- 港湾管理者:沖縄県
- 指定年月日:昭和47年5月15日
- 所在地:1市1町1村(宜野座村、金武町、うるま市)

①天願地区【うるま市】



- ▲船揚場150m ▲物揚場(-2.5m) 50m
- ▲物揚場(-2.0m) 150m ▲防波堤740m ▲浮桟橋1基

②石川地区【うるま市】



- ▲物揚場(-2.5m) 290m ▲防波堤780m

③平安座南地区【うるま市】



- ▲平安座第一航路-3.0、2,000m (R3年水深-1.5m暫定供用)
- ▲防波堤300m ▲物揚場(-2.5m) 620m
- ▲船揚場100m ▲緑地3.4ha ▲防波堤(波除) 130m

④浜地区【うるま市】



- ▲物揚場(-3.0m) 65m
- ▲物揚場(-2.0m) 85m
- ▲防波堤170m ▲緑地1.5ha 海浜515m

中城湾港

中城湾港は、沖縄本島中部の東海岸に位置し、北の勝連半島から南の知念半島まで3市2町2村にまたがる約24,000haの広かつ静穏な海域を有する天然の良港です。

港湾計画では流通加工型の新港地区やマリナタウンプロジェクト、泡瀬地区開発計画等が位置づけられています。

- 港格:重要港湾
- 港湾管理者:沖縄県
- 指定年月日:昭和47年5月15日
- 所在地:3市2町2村(沖縄市、うるま市、南城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町)

●津堅地区・アギ浜地区【うるま市】



- 津堅地区
- ▲防波堤(外) 520m
- ▲浮桟橋1基
- ▲物揚場(-3m) 100m
- ▲防波堤(北) 150m
- ▲物揚場(-2.5m) 180m
- ▲防波堤(沖) 120m

- アギ浜地区
- ▲防波堤(北) 200m
- ▲防波堤(南) 320m
- ▲物揚場(-2.5m) 100m
- ▲船揚場 50m



① 新港地区

中城湾新港地区は、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興、産業の構造の改善、雇用機会の創出並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を併せ持つ流通加工港湾として整備しております。

また、クルーズ船の受け入れも可能で、2023年は外航船舶1隻の寄港予定が予定されています。(令和5年5月15日現在)

区分	事業費		主要施設		
	事業名	総事業費	第一期計画	第二期計画	
			1次埋立	2次埋立	3次埋立
国 直轄事業	港湾改修事業	1,080億円	岸壁(-13m)1ハース 260m	岸壁(-11m)1ハース 190m	岸壁(-12m)1ハース 240m
			岸壁(-10m)1ハース 185m	岸壁(-11m)3ハース 570m	
			-4.0m物揚場 770m		
県 補助事業	港湾改修事業	257億円	岸壁(-5.5m)3ハース 270m	岸壁(-7.5m)6ハース 780m	臨港道路、緑地
	港湾環境整備整備事業	80億円	岸壁(-7.5m)2ハース 260m	臨港道路、緑地	臨港道路、緑地、埠頭用地
県 起債事業	臨海部土地造成事業 機能施設整備事業	780億円	港湾関連用地 21.6ha	港湾関連用地 24.1ha	港湾関連用地 7.9ha
			工業用地 76.8ha	工業用地 62.1ha	工業用地 39.6ha
			都市機能用地 35.6ha	都市機能用地 21.9ha	
合計		2,197億円			

※港湾統計・施設使用料は資料編を参照



中城湾新港地区(航空写真)とクルーズ船入港状況

【国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律について】

海上におけるテロ事件等を未然に防ぐため、平成14年12月海上における人命の安全のための国際条約(以下SOLAS条約)注1)の改正が採択されました。SOLAS条約の改正に伴い、平成16年7月1日から「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年4月14日公布)が施行されました。法律は国際航海船舶注2)及び国際港湾施設注3)の保安の確保並びに国際航海船舶の入港に係る規制を行うものであります。そのため、新港地区西埠頭にはフェンス及びゲートを設置し、埠頭入域者等の規制を行っております。

また、国際航海船舶が利用する-7.5mから-13m岸壁には、照明設備も完備し保安体制を整えております。

国際埠頭入域者等に対するチェック状況



国際港湾総合訓練



注1)「The International Convention for the Safety of Life at Sea」、注2)国際航海に従事する全ての旅客船と総トン数500t以上の貨物船、注3)国際航海船舶が利用する岸壁

② 泡瀬地区(中城湾港建設現場事務所)

泡瀬地区開発事業は、地元からの強い要請に基づき、沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るため、沖縄市の優位な資源であるスポーツや文化芸能を最大限活用し、スポーツを中心とした商業や宿泊、マリナーや人工ビーチによる海洋レジャーなどを展開する、スポーツコンベンション拠点の形成を図るものです。

現在は、緑地及び臨港道路の整備を行っております。

国・県・市による事業の枠組み

区分	事業名	整備内容
国	国際物流ターミナル整備事業	◆(新港地区) 航路・泊地浚渫 ◆埋立(面積86ha)
県	泡瀬地区埋立・港湾施設等整備事業	◆埋立(面積9ha) ◆防波堤(北・南) ◆旅客船埠頭 ◆小型船だまり ◆人工海浜 ◆臨海道路 ◆マリナー施設 ◆緑地
市	東部海浜開発事業	◆区画道路 ◆下水道 ◆雨水施設 ◆上水道



一般県道 20号線【泡瀬工区】

県道20号線は、中城湾港泡瀬地区から沖縄市土地に至る延長約7kmの一般県道であり、沖縄市の東海岸地域と中心市街地を結ぶ人流・物流の幹線道路として重要な役割を担っております。

泡瀬工区は、泡瀬地区開発事業における人工島へのアクセス道路を新設するもので、平成25年度より4車線約800mの橋梁整備に着手しております。



県道20号線(泡瀬工区)完成予定図(CG)

自然環境への配慮

本事業は、埋立計画区域及びその周辺に干潟や藻場が分布していることから、干潟を保全するため、埋立地を出島方式とするなど、環境保全に配慮した計画としております。

また、事業の実施にあたっては、埋立地周辺の環境への影響を極力少なくするため、環境監視調査を実施し、環境に最大限配慮しつつ慎重に工事を進めています。また、これら監視調査結果は、専門家や地域代表者で構成された「中城湾港泡瀬地区環境監視委員会」で審議していただいております。

さらに、学識経験者や有識者で構成する「中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会」を設置し、環境保全対策や人工島及び周辺における環境整備による新たな環境創造に取り組んでおります。



中城湾港泡瀬地区(航空写真)
(令和4年12月撮影)

海岸

台風などによる災害から浸水被害を防ぐため海岸の環境整備を行います

【水管理・国土保全局】12海岸(88海岸)事業実施中:4海岸、【港湾局】29海岸(136海岸)事業実施中:3海岸 ※()県全体

国土交通省水管理・国土保全局所管

● 台風などによる災害防止とともに海岸環境整備及び老朽化護岸の整備を行います。

管内には発達したさんご礁に囲まれたすばらしい海岸が多く、海岸環境整備を進めるに際し、自然景観、海洋生物の保全や海浜レクリエーション利用に配慮するとともに高潮、波浪、浸食等による災害防止のための整備を行います。その地区として、北前海岸、宇地泊海岸、大山海岸等、12地区海岸17kmを海岸保全区域(国土交通省水管理・国土保全局所管)に指定しております。

令和5年度は高潮対策2事業、海岸メンテナンス2事業の事業継続。

北前海岸



北谷町北前



北前海岸高潮対策事業(北谷町)
全体事業費/約5.05億円
事業延長/220m
事業期間/平成26年度~令和8年度



整備前

伊佐海岸



宜野湾市伊佐



伊佐海岸海岸メンテナンス事業(宜野湾市)
全体事業費/約4.76億円
事業延長/300m
事業期間/平成27年度~令和9年度

兼久海岸



嘉手納町兼久



兼久海岸海岸メンテナンス事業(嘉手納町)
全体事業費/約3.90億円
事業延長/175m
事業期間/平成28年度~令和6年度

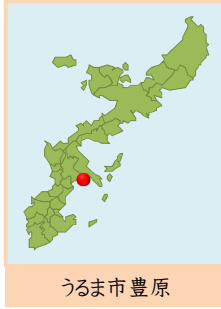
国土交通省港湾局所管

● 老朽化等の護岸崩壊による浸水被害防止対策と海岸の環境整備を行います。

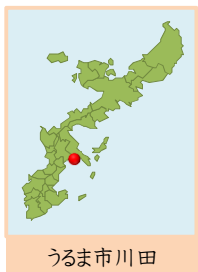
豊原海岸、川田海岸及び渡口海岸は、市街地及び港に隣接する海岸ですが、築造後40～50年余も経過し、老朽化による護岸損壊、コンクリートのひびわれ等、劣化が進行しております。

近年、異常気象等による浸水被害も発生しており、また、背後に大型商業施設や住宅等の増加による市街地化の進展や公共道路等もあることから早急に護岸整備を行い、背後施設及び住宅の浸水被害防止を図っていきます。令和5年度は老朽化対策1事業、港湾海岸メンテナンス2事業の事業継続。

豊原海岸



川田海岸



港湾海岸メンテナンス事業(川田地区)
全体事業費/約2.92億円
事業延長/563m
事業期間/平成28年度～令和9年度

渡口海岸



港湾海岸メンテナンス事業(渡口地区)
全体事業費/約2.26億円
事業延長/158m
事業期間/令和4年度～令和8年度

砂防

人々の暮らしや自然景観に配慮し、土砂災害から住民の生命財産を守る事業を行います

【砂防指定地】	1箇所(163箇所)
【地すべり防止区域】	18箇所(34箇所)
【急傾斜地崩壊防止区域】	32箇所(84箇所)
事業実施中:13箇所	※()県全体

砂防三法

砂防三法とは、砂防法(明治30年)、地すべり等防止法(昭和33年)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年)を総称して使っている言葉です。

砂防三法に基づき指定される区域は、土砂災害を起こす要因区域であり、切土、盛土などの行為が法律に基づき制限されています。これら指定区域で開発などを行う場合は、県知事の許可が必要となります。

地すべり対策事業

管内の地すべり地域の多くは沖縄本島東側斜面に集中しており、「地すべり防止区域」(18箇所)のうち、令和5年度は北中城村熱田、中城村当間、うま市豊原等、8地区の事業を実施しています。

豊原地すべり対策事業



整備箇所:うま市豊原地区
整備内容:抑止杭工等
総事業費:約11億円
事業期間:平成26年度～令和6年度

当間地すべり対策事業



整備箇所:中城村当間地区
整備内容:法枠工、アンカー工等
総事業費:約15億円
事業期間:平成26年度～令和8年度

熱田地すべり対策事業



整備箇所:北中城村熱田地区
整備内容:法枠工、抑止工
総事業費:約22億円
事業期間:平成29年度～令和8年度

砂防

中頭東部地区地すべり

中頭東部地区は、北中城村、中城村、西原町に至る延長約8km、面積約900haの広範囲に及ぶ地すべり危険箇所が連続する地域です。

中頭東部地区では、平成18年度に発生した安里地すべりに代表されるように近年も大規模な地すべりを含む多数の地すべりが発生しております。

地すべり末端部には、多数の住宅等が密集しているとともに、物流や観光の生命線である国道329号が縦断しており、国道沿いには、村役場等の重要な公共施設も位置していることから早期の対策が望まれています。



※(赤囲み箇所)地すべり防止区域指定優先箇所



中城村安里地すべり
(平成18年6月の梅雨時期に発生)

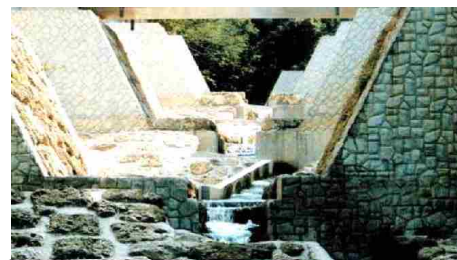


中城村安里地すべり

中頭東部地区は、脆弱化しやすい島尻層泥岩が広く分布し、応力解放などによるゆるみの促進に伴う地すべり等の土砂移動が発生しやすい。(地すべり滑落崖に分布する脆弱化した泥岩)

砂防事業

砂防指定地の宇地泊川は、都市部に位置するものの豊かな自然が残っている河川であることから、景観に配慮した水と緑の砂防モデル事業を実施しました。



宜野湾市宇地泊川(流路工整備後)

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域は管内で32箇所が指定されており、北中城村島袋、うるま市与那城屋敷名等4箇所対策工事を行います。



整備前
整備箇所:北中城村島袋地区
整備内容:鉄筋挿入工、法枠工等
総事業費:約4億円
事業期間:平成29年度～令和6年度

地すべり防止区域と急傾斜地崩壊危険区域

地すべり防止区域

指定面積が5ha(市街化区域は2ha)以上で主には次のいずれかに該当するものです。

- たくさんの崩土が溪流や河川に流れ出し、河川の下流に被害をおよぼすおそれのあるもの
- 都道府県道以上の道路又は迂回路のない市町村道その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

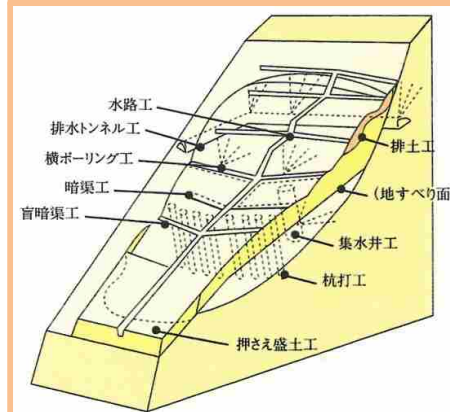
急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の高さが5メートル以上のもので、急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域。

豪雨や地下水などが原因で不安定な土の塊がすべり落ち、斜面の上や下にある家屋などに被害を及ぼすことがあります。そのおもな対策工法としては、

1. 擁壁工
2. 法枠工
3. 鋼管杭工
4. 排水工 等があります。

地すべり対策工法図



急傾斜地概略図



土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通大臣】

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別計画区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施【都道府県】

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

土砂災害警戒区域の指定【都道府県知事】

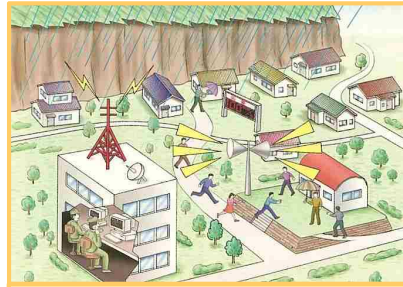
- 情報伝達、警戒避難体制の整備【市町村長】
- 警戒避難に関する事項の住民への周知【市町村長】

土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県知事】

- 特定の開発行為に対する許可制
対象:住宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

建築物の構造規制
・居室を有する建築物の構造基準の設定(建築基準法)

移転支援
・住宅金融支援機構



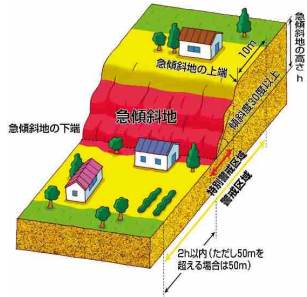
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
・市町村地域防災計画(災害対策基本法)

砂防

対象となる土砂災害

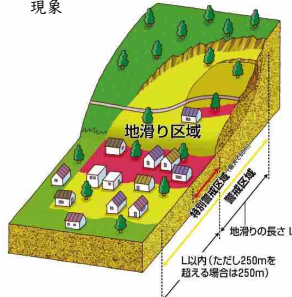
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



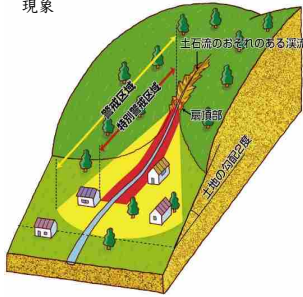
地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象 又はこれに伴って移動する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



維持・管理

各公共施設を良好な状態にするため、維持・管理を行います

施設整備と維持業務

管内の県道、2級河川、海岸の公共施設を良好な状態に維持管理するために、次のような事業を行っております。

- 1 公共交通安全事業
- 2 道路防災保全事業
- 3 道路メンテナンス事業
- 4 河川維持等整備事業

- 歩道の整備
- 道路区画線の整備
- 道路照明施設の整備
- 防護柵の整備
- 道路標識の整備
- 道路線形及び車道幅員の改良
- 交差点の改良
- 視線誘導標等の整備

1 公共交通安全事業

●歩道の整備



●道路標識の整備

距離標の設置により道路上での所在地が確認できます。



六角形は都道府県道
を意味、中の番号は路線
番号を表示。
逆三角形は国道を意味し、
中の番号は路線番号を
表示。
108系案内標識
(交差点の手前と交差点でよく見
けるのがこの標識です。)

維持管理